

函館市事業者等特別支援金に関するよくあるお問合せ

令和2年(2020年)6月16日版

	質問	回答
1. 共通		
1	函館市独自支援金は感染防止対策を講じることが条件になっていますが、休業した場合は対象になりますか。	休業した場合も支給対象となります。
2	複数の店舗を経営している場合、すべての店舗で感染防止対策等の対応をする必要がありますか。	対象となる全ての店舗において感染防止対策を講じることが必要です。
3	複数店舗を経営している場合、店舗数分の支援金がもらえますか。	複数店舗を経営している場合でも、1事業者30万円が上限になります。

2. 酒類の提供のある飲食店		
4	北海道の休業等要請期間（4/25から5/15まで）を知らずに4/27までは19時以降も酒類を提供していたため、北海道の支援金の対象外となりましたが、函館市の協力要請期間中（4/28～5/6）は19時以降の酒類の提供を自粛しました。 この場合、函館市の特別支援金の対象になりますか。	函館市からの上乗せ分については、北海道の支援金の対象となることが要件のため、函館市の支援金についても対象外となります。

3. 酒類を提供しない飲食店		
5	酒類の提供がある、ないはどのように判断すれば良いですか。	酒類の提供があるとは、メニューに掲載されていて注文があればいつでも提供できる用意があるなど、恒常的に酒類の提供を行っていると思われる場合を指します。
6	普段から19時より前に閉店する飲食店の場合、対象になりますか。	北海道では、普段から19時前に閉店している酒類を提供している飲食店については、休業等を行ったとしても支給対象外としておりますが、函館市では、「酒類を提供しない飲食店」と同様に、函館市独自支援の対象施設といたします。

7	酒類を提供しないカラオケ喫茶は対象になりますか。	酒類を提供しないカラオケ喫茶については、カラオケを付加サービスとして行っている喫茶店のため、北海道の休業要請や支援金の対象にはなりません。但し、函館市独自支援の対象施設になります。
8	店舗の一角にイートインスペースがあり、イートインスペースにおいて感染防止対策を行った場合、対象になりますか。	食事提供施設のうち飲食店や喫茶店の営業許可を有し、店舗内（屋内）に飲食可能なテーブルやイスが常時設置されている店舗において、イートインスペースの使用を中止するなど感染防止対策を行った場合は支給対象となります。対象となる店舗、対象とならない店舗の例としては下記のようなものがあります。 【対象となる例】 ◎イートインのある菓子・パン店 ◎フードコート内の飲食店 【対象とならない例】 ×コンビニエンスストア ×イートインのない菓子・パン店 ×イートインのない飲食店・移動販売車 ×露天商 ×宅配・テイクアウト専門店
9	スーパーやコンビニエンスストアでイートインスペースがある場合、対象になりますか。	函館市独自支援の対象外となります。ただし、スーパーマーケットの店舗内に独立して営業する飲食店・喫茶店は対象となります。
10	出前専門の弁当販売やテイクアウト専門の飲食店は対象となりますか。	店舗内（屋内）に飲食可能なテーブルや椅子が常時設置されている施設が対象となるため、出前専門店やテイクアウト専門店は対象なりません。
11	社員食堂は対象になりますか	一般利用が可能な場合は対象となりますが、利用者を社員に限定しているなど、特定の利用者のみが利用する場合、対象なりません。

4. ホテル・旅館等(集会の用に供する部分のないもの)

12	ホテルや旅館は北海道の休業要請の対象施設ですか。	ホテル・旅館等は北海道の緊急事態措置の「休業要請を行わない施設」に該当しますが、「集会の用に供する部分（宴会場）」に限っては休業要請の対象となります。
----	--------------------------	---

13	北海道と函館市の支援金対象は同じですか。	「集会の用に供する部分」がある施設は、集会の用に供する部分を休業いただいた場合に北海道の支援金の対象となります。「集会の用に供する部分」がない施設は、感染防止対策（休業を含む）を実施した場合に函館市の支援金の対象となります。
14	ホテルの食事会場は「集会の用に供する部分」に該当しますか。	宿泊者向けの食事会場は、宿泊者のみの利用スペースであることから、「集会の用に供する部分」には該当しません。したがって、宿泊者向けの食事会場のみを有する宿泊施設は、北海道による休業要請等の対象施設に該当しないため、北海道の支援金の対象にはなりません。が、函館市の独自支援の支給対象となります。
15	支援金の要件となる宿泊施設の「感染防止対策」とはどのようなものですか。	感染防止対策とは、施設の換気や従業員のマスク着用、宿泊者への手指消毒の励行など感染拡大リスクを低減する取組みを指します。また、これらの取組みに加えて、主に市外からの宿泊客に対して、注意喚起リーフレット『重要なお知らせ』の掲示や宿泊者への配付、説明をお願いします。なお、感染防止対策には施設の休業も含まれます。詳細は函館市のHP「函館市事業者等特別支援金について」をご覧ください。
16	宿泊者に周知する「重要なお知らせ」はどちらで入手できますか。	函館市観光部および保健所にて配布しております。函館市のホームページ（函館市事業者等特別支援金のページ）からダウンロードが可能です。
17	函館市の支援金の対象となる宿泊施設の形態はどのようなものですか。いわゆる民泊施設は含まれますか。	対象施設は、旅館業法に基づく「旅館・ホテル営業」、 「簡易宿所営業」の許可を受けている施設または住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業（民泊）の届出を行っている施設が対象となります。
18	支援金の申請は、住宅宿泊管理業を営む事業者もすることができますか。	住宅宿泊事業法上の「住宅宿泊管理業を営む事業者」は、住宅宿泊事業者より委託を受けて施設の管理をしている事業者となりますので、この度の申請をすることはできません。 支援金の申請は法第3条1項で届出されている「住宅宿泊事業を営む事業者」が対象となっております。

19	民泊を経営しておりますが、施設にスタッフが常駐していません。この場合感染防止対策はどのように実施すればよいのでしょうか。	清掃事業者等を通じた施設の換気や消毒などが考えられます。また、注意喚起リーフレット『重要なお知らせ』の宿泊者への配付、説明や施設への掲示をお願いします。
----	--	--

5. 支援金の申請について

20	北海道の支援金の対象になる施設（スナックなど）と、函館市独自支援の対象になる施設（酒類の提供のない喫茶店など）を営んでいる場合、申請はどちらにすれば良いですか。	北海道の支援金の対象になる施設を営む場合は、北海道への申請が必要となります。
21	函館市からの上乗せ分のみ（10万円または20万円）を申請することはできますか。	上乗せ分については、北海道の支援金の対象となることが要件のため、上乗せ分のみについて申請することはできません。
22	北海道の決定通知がまだ届きませんが、申請は可能でしょうか。	北海道の決定通知は、確認書類として必須としているため、通知が届くまで今しばらくお待ちください。

6. その他

23	休業要請期間の前から休業していますが、対象となりますか。	休業開始日にかかわらず、対象期間中に感染防止対策に取り組んでいただいた方は対象となります。ただし、数年前から休業しているなど、営業実態がないと認められる場合は対象外となります。
24	対象期間中に廃業した場合は対象となりますか。	期間中に営業する事業者が感染防止対策を行った場合、もしくは本来営業する予定の事業者が感染防止のために休業する場合に支給する給付金のため対象外となります。